

平成 28 年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業

交付申請要領

平成 28 年 4 月

(平成 28 年 4 月 28 日公開)

〈平成 27 年度募集との主な相違点〉

（平成 27 年 12 月 21 日以降の募集との相違点）

①意見聴取の要件化

- ・ 地元市区町村に意見聴取を行い、「地元市区町村のまちづくりに支障を及ぼさないと認められるものであること」を要件とする こととしました。

②登録時期の変更

- ・ 交付申請の際にサービス付き高齢者向け住宅の登録を完了していることが必要 です。

③融資内諾時期の変更

- ・ 交付申請の際に融資内諾を得ることが必要 です。

④需要予測書の提出

- ・ 交付申請の際に需要予測書を提出することが必要 です。

⑤補助対象期間の変更

- ・ 補助金の交付を受けることができる事業は、平成 28 年度中に事業に着手（工事請負契約を締結）するものを対象 とします。交付申請された事業のうち、平成 28 年度中に着手に至らないものについては、交付決定が無効 になります。

⑥申請の制限

- ・ 過去 3 カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体を含む）は、本補助金への申請が原則として制限 されます。

（平成 27 年 12 月 21 日以前の募集との相違点）

⑦補助限度額の引上げ（P8 参照）

- ・ 下表のとおり、補助限度額の引上げを行っております。

	補助条件	補助金の額の上限
夫婦型 サービス付き 高齢者向け住宅	以下を <u>全て</u> 満たすもの ○住戸部分の <u>床面積が 30㎡以上</u> であること ○住戸部分に <u>基本設備*</u> が <u>全て設置</u> されていること <small>※便所、洗面、浴室、台所、収納</small>	100万円/戸 ↓ <u>135万円/戸</u>
既存ストック型 サービス付き 高齢者向け住宅	以下の <u>いずれか</u> を満たすもの ○ <u>既存ストックを活用し</u> 、改修工事等によりサービス付き高齢者向け住宅を整備する際に、 <u>建築基準法・消防法・バリアフリー法等の法令に適合させるための工事*</u> が <u>新たに必要</u> となること ○ <u>階段室型の共同住宅を活用し</u> 、 <u>新たに共用廊下を設置</u> すること <small>※ スプリンクラー設備の設置工事、自動火災報知設備の設置工事、防火性・遮音性が確保された戸境壁への改修工事 等</small>	100万円/戸 ↓ <u>150万円/戸</u>
上記以外の サービス付き 高齢者向け住宅	<u>上記以外</u> のもの	100万円/戸 ↓ <u>120万円/戸</u>
拠点型 サービス付き 高齢者向け住宅	<u>小規模多機能型居宅介護事業所等*</u> を併設するもの <small>※ 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所</small>	1,000万円/施設 ↓ <u>1,200万円/施設</u>

＜留意事項＞

- 本交付申請要領は、平成 28 年度スマートウェルネス住宅等推進事業として公募する事業のうち、「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」を対象とするものです。
- 平成 28 年度スマートウェルネス住宅等推進事業として公募する事業のうち、「スマートウェルネス拠点整備事業」と「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業」については、本交付申請要領の募集対象ではありません。
- 国の他の補助や交付金を受ける費用（省エネ住宅ポイント・木材利用ポイントを含みます。）は、補助対象になりません。
- 本事業は、予算の範囲内で、整備費等の一部を補助し支援するものであり、要望額についてすべて対応するものではありません。
- 補助対象となる事業に着手（工事請負契約の締結）する前に、本交付申請要領に従ってサービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局（以下「整備事業事務局」という。）に対して補助金の交付申請を行い、補助金の交付決定を受けなければなりません。交付決定前に事業に着手した場合には、補助金は交付されません。
- 補助事業の内容を変更する場合は、必ず整備事業事務局に相談し、変更に係る手続きが必要か確認してください。無断で事業内容を変更した場合には、補助金が交付されないこととなります。
- 交付申請から交付決定まで審査期間がかかることを考慮した上で、事業計画を立ててください。
- 原則として、申請手続きは交付申請者が任命する事務担当者に一括して行っていただきます。ただし、交付決定以降の進捗状況は、整備事業事務局から交付申請者宛に郵送でお知らせ致します。
- 補助事業の実施後に行われる現地調査等により、補助対象となった住宅等が登録基準に適合しないことが判明した場合には、登録を行った都道府県知事等による是正指示が行われることとなります。さらに、是正指示に違反した場合には、登録が取り消され、補助金の返還を求めることとなります。
- 宗教法人は交付申請者となることはできません。
- 過去 3 カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体を含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

目次

1	事業の趣旨	4
2	事業内容	4
2.1	サービス付き高齢者向け住宅整備事業	4
2.1.1	事業の要件	4
2.1.2	交付申請者・補助を受ける者	7
2.1.3	交付申請の方法等	7
2.1.4	補助額	7
2.1.5	補助対象工事費の算定方法	13
2.1.6	その他留意事項	15
2.2	補助の期間	16
3	事業の実施方法	17
3.1	手続きの流れ	17
3.2	補助事業の計画変更	21
3.3	完了実績報告とは	22
3.4	補助金の支払い	23
3.5	補助事業実施中及び補助事業完了後の留意点	23
3.5.1	経費の配分の変更	23
3.5.2	交付申請の取下げ	23
3.5.3	交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等	23
3.5.4	取得財産の管理等	24
3.5.5	補助事業を実施したサービス付き高齢者向け住宅等を譲渡する場合の取扱い	24
3.5.6	会社再編に伴う補助事業の承継に係る手続き	24
3.5.7	補助事業実施にあたっての経理処理	24
3.5.8	補助金の額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	24
3.5.9	補助要件への適合性・管理状況等に関する調査等の実施	25
3.5.10	情報の取扱い等	25
3.5.11	その他	26
4	交付申請及び事前審査方法	27
4.1	提出書類の記入等	27
4.2	募集期間	28
4.3	交付申請書式・関係資料の配付	28
4.4	提出先	28
4.5	提出方法	28
4.6	提出書類	28
5	完了実績報告	31
5.1	提出先および提出書類について	31
5.2	完了実績報告書の提出方法	32
6	消費税等の処理	36
	【資料】関係するお問い合わせ先	38

1 事業の趣旨

「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住まいの確保を図るため、バリアフリー構造等の高齢者にふさわしいハードと安心できる見守りサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」や当該住宅と併設される高齢者支援施設（以下「サービス付き高齢者向け住宅等」という。）の整備に係る事業を公募し、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助するものです。

2 事業内容

2.1 サービス付き高齢者向け住宅整備事業

2.1.1 事業の要件

交付申請しようとする事業は、次の①から⑥のすべての要件を満たす必要があります。

① サービス付き高齢者向け住宅として登録された住宅であること

○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。）第5条第1項に規定されるサービス付き高齢者向け住宅として、新たに登録されたものが対象です。交付申請の際に登録が完了している必要があります。（*）。

（*）既に登録されている住宅において増築又は改修工事により新たに住宅を追加整備し変更登録を行う場合には、完了実績報告の時点までに変更登録が完了していることを要件とします。

② サービス付き高齢者向け住宅として10年以上登録するものであること

○サービス付き高齢者向け住宅の登録は5年毎の更新制となりますので、少なくとも10年間は登録された状態が継続されるよう、必要に応じて更新を行って頂く必要があります。

これに反して早期に登録・運営が中止された場合には、補助金返還などの対象となります。

また、補助事業を完了した日（補助対象財産の管理を開始した日をいう。）から10年未満で譲渡等の処分をする場合には、国庫納付金の手続きが必要となります。

○上記の期間中であっても、適正に入居者募集に努めているにもかかわらず3ヶ月以上の間、高齢者の入居者を確保できない住戸は、高齢者以外の者に賃貸することができます。ただし、この住戸の賃貸については、原則として、一度限

りとし、補助対象となる住戸数の2割以内かつ、2年以内の期間を定めた借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借とすることが必要です。

また、この場合、速やかに国土交通省に報告いただくことが必要となります。さらに、上記の範囲を超えた使用を行おうとする場合は、個別に国土交通大臣の承認が必要となりますので、事前に整備事業事務局に相談をしていただくことが必要です。

- 高齢者世帯以外の者に賃貸する期間中は、当該住戸についてはサービス付き高齢者向け住宅の登録廃止が必要となりますが、この期間中に本来の入居者である高齢者を確保するための取組を実施していただき、高齢者世帯以外の者への賃貸期間が終了した後は再登録していただくこととなります。

③ 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失ないように定められるものであること

原則として、補助申請に係る住宅の所在地に近いサービス付き高齢者向け住宅から3件抽出し、p.6に掲げる式により予定家賃と近傍同種の住宅の家賃の1㎡当たりの家賃単価額を算出して、(1)が(2)を大きく超えていないことが必要です。

ただし、補助申請に係る住宅の所在地に近いサービス付き高齢者向け住宅がない場合、補助申請に係る住宅の所在地に近い一般賃貸住宅から、可能な限り同種の賃貸住宅を抽出してください。

- 「近傍」：原則として補助申請に係る住宅の存する市区町村内の地域内とします。
- 「同種」：原則として規模・構造が同種のサービス付き高齢者向け住宅とします。

④ 事業に要する資金の調達が確実であること

- 金融機関の融資を受ける事業である場合には、融資内諾を得たものであることが必要です。

⑤ 入居者からの家賃等の徴収方法が、前払いによるものに限定されていないものであること

⑥ 地元市区町村に意見聴取を行い、地元市区町村のまちづくりに支障を及ぼさないと認められるものであること

○ 家賃単価額の算出方法

(1) 補助を受けようとする住宅の予定家賃の額

$$= \frac{\text{対象住宅の家賃の合計額}}{\text{「住戸専用部分」の合計床面積}(\ast 2) + \text{「食堂・浴室等の共同利用設備部分」の合計床面積}(\ast 3)}$$

(2) 比較の対象とする近傍同種の住宅の家賃の額

サービス付き高齢者向け住宅（※1）の場合

$$= \frac{\text{対象住宅の家賃の合計額}}{\text{「住戸専用部分」の合計床面積}(\ast 2) + \text{「食堂・浴室等の共同利用設備部分」の合計床面積}(\ast 3)}$$

一般賃貸住宅の場合

$$= \frac{\text{対象住宅の家賃の合計額}}{\text{「住戸専用部分」の合計床面積}}$$

(※1) 旧制度の高齢者専用賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅も対象に含めます。

(※2) (※3) 『「住戸専用部分」の合計床面積』とは、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請書（別記様式第一号）（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第4条）の別添3に記載される「専用部分の床面積」の合計（「専用部分の床面積」と「住戸数」を掛け合わせたものの合計）、『「食堂・浴室等の共同利用設備部分」の合計床面積』とは、同別添3に記載される「共同利用設備等」の「合計床面積」の合計になります。なお、比較対象するサービス付き高齢者向け住宅の「専用部分の床面積」、「住戸数」、「共同利用設備等」の「合計床面積」は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」のホームページ（<http://www.satsuki-jutaku.jp/index.php>）にて確認できます。

2.1.2 交付申請者・補助を受ける者

補助を受ける者（交付申請者）は、サービス付き高齢者向け住宅等の建築主（法人・個人）に限られます。ただし、宗教法人は交付申請者となることはできません。

共同して事業を行う（以下、「共同事業」という。）ため建築主が複数いる場合には、共同事業を代表する代表建築主を決め、この代表建築主が交付申請等の手続きを行ってください。詳しくは「2.1.6 その他留意事項」を参照してください。

なお、交付申請の際には代表建築主や共同建築主の他、住宅の登録事業者（サービス付き高齢者向け住宅の登録申請を行った者）も記名・押印が必要となります。

2.1.3 交付申請の方法等

補助金の交付申請は、原則としてサービス付き高齢者向け住宅として登録された事業単位で行ってください。交付申請に際しては、整備しようとする住宅について、事業の要件に適合することを確認できる書面を提出していただきます。

< 留意事項 >

- ・ 金融機関の融資を受ける場合には、融資の内諾を得た上で交付申請書を提出していただきます。また、内諾を得た金融機関等が融資の内諾を証する書面を発行する場合には、その写しを交付申請書に添付してください。
- ・ 本事業で整備するサービス付き高齢者向け住宅が、建設地での需要予測に見合い、高齢者の入居を見込める計画であることを説明する資料（需要予測書）を提出していただきます。

2.1.4 補助額

補助金の額は次に掲げるものとします。

新築・改修等が混在する場合は、それぞれの部分ごとに、次の1)又は2)のいずれか該当する項目に定める方法により算出した補助金の額の合計額となります。

また、高齢者生活支援施設の整備に対する補助金の合計額は、サービス付き高齢者向け住宅の整備に対する補助金の額を超えることはできません。

なお、高齢者生活支援施設とは、当該サービス付き高齢者向け住宅の居住者に対して、高齢者の生活を支援するため、情報提供、生活相談、食事サービス、介護関連サービス、診療・訪問看護等を提供するための施設（地域に開放するものを含む。）をいいます。（詳細は表1をご参照ください。）

1) サービス付き高齢者向け住宅等の新築

サービス付き高齢者向け住宅及び高齢者生活支援施設の建設工事費の1/10以内の額

2) サービス付き高齢者向け住宅等への改修（詳細は表2～4をご参照ください。）

既存ストックの活用を促す観点から、改修に係る事業については、予算の範囲内で優先的に採択することとします。

① サービス付き高齢者向け住宅等の改修工事（エレベーター設置工事を除く）

サービス付き高齢者向け住宅（ア～ウに掲げる工事に限る）及び高齢者生活支援施設の改修工事に要する費用の1/3以内の額

※増築を行う部分については、サービス付き高齢者向け住宅及び高齢者生活支援施設の建設工事費の1/10以内の額となります。

ア 住宅の共用部分に係る工事

（ただし、原則として各戸に設置することが必要な台所、収納設備又は浴室を共同利用する場合、その共同利用設備は住戸専用部とみなします。）

イ 住宅の住戸専用部（共同利用設備を含む）に係る工事のうち、加齢対応構造等（加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造・設備）の設置・改修工事

ウ 住宅の住戸専用部（共同利用設備を含む）に係る工事のうち、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の設置・改修工事

② 改修を目的とした住宅等の取得

改修を目的として住宅等を取得する場合、その取得に要する費用（用地費は除く）の1/10以内の額

ただし、この場合の補助金の額の上限は、①により計算される改修工事に要する費用の補助額と合わせ、サービス付き高齢者向け住宅の整備については《住宅部分に係る補助金の額の上限》を、高齢者生活支援施設の整備については、《高齢者生活支援施設に係る補助金の額の上限》を適用するものとします。

なお、改修を目的とした住宅等の取得に要する費用は、改修工事を伴う場合に限り補助の対象となります。住宅等の取得のみでは、補助の対象となりません。

上記 1) 2) ①・②に係る補助金の額の上限は下表のとおりです。

《住宅部分に係る補助金の額の上限》

補助条件	補助金の額の上限
① 以下を全て満たすもの（夫婦型サービス付き高齢者向け住宅） <ul style="list-style-type: none"> ○ 住戸部分の床面積が30㎡以上であること ○ 住戸部分に基本設備※が全て設置されていること ※便所、洗面、浴室、台所、収納	1戸当たり 135万円

<p>② 以下の i 又は ii 該当するもの (既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅)</p> <p>i 既存ストックを活用し、改修工事等によりサービス付き高齢者向け住宅を整備する際に、建築基準法・消防法・バリアフリー法等の法令に適合させるための工事[※]が新たに必要となること <small>※スプリンクラー設備の設置工事、自動火災報知設備の設置工事、防火性・遮音性が確保された戸境壁への改修工事 等</small></p> <p>ii 階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置すること</p>	<p>1戸当たり 150万円</p>
<p>③ 上記①・②以外のもの</p>	<p>1戸当たり 120万円</p>

※ ①の住戸（補助限度額 135 万円／戸）と③の住戸（補助限度額 120 万円／戸）が混在するサービス付き高齢者向け住宅の住宅部分に係る補助金の額の上限は、
 (①の住戸の戸数) × 135 万円／戸 + (③の住戸の戸数) × 120 万円／戸
 により算出。

例えば、①の住戸が 5 戸、③の住戸が 5 戸の場合にあっては、住宅部分に係る補助金の額の上限は、1,275 万円 (= 5 戸 × 135 万円／戸 + 5 戸 × 120 万円／戸)。

《高齢者生活支援施設に係る補助金の額の上限》

補助条件	補助金の額の上限
小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	1施設当たり 1,200万円
上記以外の高齢者生活支援施設	1施設当たり 1,000万円

③ 改修工事においてエレベーターを新たに設置する工事

改修工事を行う部分にエレベーターを新たに設置する工事に要する費用の 2/3 以内の額

補助金の額の上限は、設置するエレベーターの基数に 1,000 万円を乗じた額とします。(①②とは別区分になります)

なお、以下の場合、エレベーター設置工事には該当せず、それぞれの建設工事費に含めて補助金の額の上限を適用します。

- ・ 増築を行う部分にエレベーターを設置する場合
(増築部分の建設工事費に該当し、補助額は 1/10 以内となります)
- ・ 既存エレベーターを撤去してエレベーターを設置する場合、および既存エレベーターを移設する場合
(住宅または施設の改修工事費に該当し補助額は 1/3 以内となります)

表 1 : 高齢者生活支援施設

	対象となる施設
高齢者生活支援施設	<p>高齢者の生活を支援する次の施設</p> <p>1)総合生活サービス窓口、2)情報提供施設、3)生活相談サービス施設、 4)食事サービス施設、5)交流施設、6)健康維持施設、 7)医療法に規定する病院又は診療所（補助対象部分は診療機能部分に限る。）、 8)訪問介護事業所、9)訪問入浴介護事業所、10)訪問看護ステーション、 11)訪問リハビリテーション事業所、12)居宅療養管理指導事業所、13)通所介護事業所、 14)通所リハビリテーション事業所、15)短期入所生活介護事業所、 16)短期入所療養介護事業所、17)福祉用具貸与事業所、18)特定福祉用具販売事業所、 19)夜間対応型訪問介護事業所、20)認知症対応型通所介護事業所、 21)小規模多機能型居宅介護事業所、22)居宅介護支援事業所、 23)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、24)看護小規模多機能型居宅介護事業所、 25)介護予防支援事業所、 26)健康保険法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業の用に供する施設</p> <p>(注) 8～21)の施設において介護予防サービスを提供する場合は、あわせて一つの施設として補助金額を算定する。また各施設には、付随する収納施設を含むものとする</p>

- 補助対象となる高齢者生活支援施設は、原則として、サービス付き高齢者向け住宅に登録されている「高齢者生活支援サービス」を提供する建築物の部分または「サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設」に限ります。
- 高齢者生活支援施設には、介護保険法に規定する介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設）、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所は含みません。

表 2 : 改修工事の要件等

<p>要件</p>	<p>改修工事を行う場合は以下の全ての要件を満たす必要があります。</p> <p>①交付申請時に入居者（または施設の利用者）がいる場合にあっては、改修工事の実施について、入居者の同意を得ていること。</p> <p>②改修を行う住宅等が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物であること。ただし、本事業の補助を受けて行う改修工事において耐震改修工事を実施する場合又は既に地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合することが確認されている場合についてはこの限りではない。</p>
<p>注意点</p>	<p>改修工事を行う場合は以下の点に注意してください。</p> <p>①国からの整備費にかかる補助金を重複して受領しないこと。</p> <p>②1フロアのうち一部を改修する場合も本事業の補助対象となるが、その場合は1フロア全体に係る図面等を提出すること。</p> <p>③現状から床面積が増える場合、増築を行う部分については、サービス付き高齢者向け住宅及び高齢者生活支援施設の建設工事費の 1/10 以内の額として補助額の計算を行うこと。</p> <p>④<u>工事着工前に改修を行う住宅の写真（外観・内観）を撮影し、完了実績報告において、改修前後を比較対照できるよう準備すること。</u></p>
<p>改修を目的とした住宅等の取得</p>	<p>改修を目的として住宅等を取得する場合は以下の点にご留意ください。</p> <p>①改修を目的とした住宅等の取得を伴う場合の改修工事の事業着手は、改修工事の工事請負契約の締結をもって判断します。</p> <p>②補助の対象として取得する住宅等は、本事業の <u>28 年度の募集開始日以降に売買契約を締結するものに限り</u>ます。なお、改修工事の交付決定を受けなければ、住宅等の取得に要する費用も補助の対象となりません。</p> <p>③改修を目的とした住宅等の取得を補助の対象として交付申請する場合は、売買契約書の写しもしくは、売買契約書のひな型を提出してください。</p> <p>④完了実績報告時に不動産鑑定士による不動産鑑定評価書を添付資料として提出してください。不動産鑑定士による不動産鑑定評価額が、補助の対象となる金額の上限となります。</p> <p>⑤最終的な補助金の額は、交付決定を受けた補助事業の完了後に完了実績報告書を整備事業事務局に提出し、書類審査及び必要に応じ現地検査等を行い、適合すると認められた後に確定します。</p>

表3：加齢対応構造等の設置・改修工事として補助対象となるものの内容と具体例

工事項目	工事内容・具体例
浴室	浴室を改良する工事 (例)・入浴又はその介助を容易に行うために浴室を設置又は浴室の床面積を増加させる工事 ・浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事 ・固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 ・高齢者の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
便所	便所を改良する工事 (例)・排泄又はその介助を容易に行うために便所を設置又は床面積を増加させる工事 ・便器を座便式のものに取り替える工事 ・座便式の便器の座高を高くする工事
幅員	通路又は出入口の幅を拡張する工事 (例)・車いすで容易に移動するために幅員を拡張する工事
手すり	手すりの設置又は改良する工事 (例)・便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 ・転落防止のための手すりを設置する工事
段差	段差を解消する工事又は段差を小さくする工事 (例)・便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 ・勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差を小さくする工事
出入口 (住戸内)	建具を改良する工事(住戸玄関及び外部建具は共用部として補助対象です) (例)・開戸を引戸等に取り替える工事 ・ドアノブのケースハンドルをレバーハンドル等に取り替える工事 ・建具に戸車その他の建具の開閉を容易にする器具を設置する工事 ・車いすで容易に移動するために出入口の幅員を拡張する工事
緊急通報装置	緊急通報装置を設置する工事 (例)・ナースコールを設置する工事 ・夜間連絡転送装置を設置する工事
設備 機器	バリアフリーに対応した設備機器を設置する工事 (例)・車いすで容易に利用するために洗面台、流し台を取り替える工事又は設置する工事 ・高齢者の利用を容易に行うために便所、浴室等の水栓器具をレバー式等に取り替える工事又は設置する工事

表4：用途変更に伴う法令適合のために必要となる改修工事として
補助対象となるものの内容と具体例

関係法令	工事内容・具体例
建築基準法	用途変更に伴い建築基準法に適合させるため必要な改修工事 (例)・居室の採光及び換気を改良する工事 ・住戸間の界壁を改良する工事 等
消防法	用途変更に伴い消防法に適合させるため必要な改修工事 (例)・住宅用防災機器を設置する工事 ・スプリンクラーを設置する工事 等
高齢者 住まい法	用途変更に伴い高齢者住まい法に適合させるため必要な改修工事 (例)・便所、台所、収納設備、洗面設備、浴室を設置・改良する工事 ・住戸面積を広くする工事(住戸間の界壁を除くことで2戸を1戸とする工事等) 等

※両表とも、改修工事部分に係る解体工事、仕上げ工事、配管工事、共通仮設費、諸経費が補助対象となりえる工事であり、具体の工事内容について交付申請書に基づき審査を行います。

2.1.5 補助対象工事費の算定方法

1) 補助金額決定の手順

本事業では、サービス付き高齢者向け住宅等の整備費用（建設請負工事費等）を補助対象とします。ただし、一部の工事費目は補助対象外となりますので、表5「補助対象工事費について」を参照してください。

補助金の額は、交付申請者が要望した額を整備事業事務局が審査をして決定します。交付申請の際は、中項目程度の見積書から補助金の額を算定し、整備事業事務局の審査によって交付決定額が決定しますが、実際に支払われる補助金額（以下、「補助金の精算額」という）は、工事が完了した後に、支払い済みの実負担額から算定し、完了実績報告を行って確定します。この際、補助金の精算額は交付決定額を上限とし、超えることが出来ませんので注意してください。

なお、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）は外税方式とし、消費税等を含めた費用を補助対象とします。ただし、補助金を受領する建築主が課税事業者で、補助金に相当する工事費支払い額について、消費税仕入税額控除を申告する場合は、当該申告額は補助対象になりません。詳しくは「6. 消費税等の処理」を参照してください。補助金決定の要点は以下の通りです。

- ①補助対象工事費に補助率及び補助金の額の上限を適用して算定します。
- ②サービス付き高齢者向け住宅として登録された建物及び設備の整備費用が補助対象となります。用地取得費、造成・開発工事費、敷地外工事費、設計料、申請費等は補助対象外です。
- ③サービス付き高齢者向け住宅等が補助対象です。サービス付き高齢者向け住宅等では無い部分（店舗等補助対象とならない部分）や、国の他の補助や交付金を受ける予定の部分等、工事範囲の一部に補助申請しない部分が含まれる場合は、当該範囲を明確にした上で、分離積算あるいは工事面積・箇所数などによる工事費按分等により補助対象を特定します。
- ④補助金の精算額は、補助事業の申請者である建築主が実際に負担した額を基に算定します。このため完了実績報告は、原則として全ての補助対象工事費を支払った後の提出となり、交付事務に要する期間を経過した後に補助金が交付されます。
- ⑤建築主の負担額は、工事請負者への支払いで確認しますが、建築主自らが建設工事を行う場合（以下「自社施工」という）は、建築主に帰属する費用(人件費・間接経費等)は補助対象になりません。また、全ての小口支払いについて、費用の確認が必要となりますので注意してください。
- ⑥事業内容や補助対象により、一定の上限額が設定されます。
- ⑦高齢者生活支援施設の整備に対する補助金の合計額は、サービス付き高齢者向け住宅の整備に対する補助金の額を超えることはできません。
- ⑧新築と改修など、異なる事業が混在する場合は、それぞれの部分ごとに上限額を適用して算出した補助金の額の合計額が交付されます。

表5：補助対象工事費について

1-1 補助対象とする費用

原則としてサービス付き高齢者向け住宅等の建物整備に要する費用全般が補助対象となります。ただし、用地取得費など工事外費用や、敷地関連費用、設計関係、家具什器備品など建物工事ではない費用は含まれません。

1-2 補助対象外とする費用

本事業においては、主な補助対象外費目は以下に示す通りですが、提出された計画や工事の内容を総合的に判断した結果、ここに挙がっている費目以外を補助対象外とする場合があります。また、審査にあたり、施工箇所や規模、その運用目的等をうかがう場合がありますのでご協力ください。

補助対象外とする費用の工事であっても、補助事業と同一の工事請負契約に含まれている場合は、契約の締結および工事の実施、金銭授受等は、補助事業の交付決定日以降に実施されることが必要です。なお、補助対象外費目の定義や許容範囲は旧年度と異なる場合がございますので注意してください。

①補助対象建物の工事費に該当しない費用

- ・調査費・設計費・申請費など、建物工事費ではない費用
- ・宅地造成費など敷地形成にかかる費用(建物に付帯する外構工事は補助対象)
- ・従前建物解体費用(新築の場合のみ)
- ・登録されない施設など、本事業が補助対象としない床利用分の工事費
- ・建物工事費に属さない付帯工事費(独立広告など)

②敷地外にかかる工事費および負担金など

- ・供給処理管の接続工事・公益事業負担金など
- ・取付道路・セットバック用地など建築敷地外を施工する費用

③建物に含まれない家具・家電製品・消耗品など

- ・ベッド・収納家具・事務机・カーテン・ロールスクリーンなど建物に属さない家具・什器・備品
- ・家電製品として販売される個別の暖房器具や照明器具
- ・家電製品として販売される壁掛け式エアコン(住戸専用部に設置する場合)
- ・単体で稼働するガス瞬間湯沸かし器
- ・交換用の予備照明管球(器具同梱の管球など初期設置品を除く)
- ・消火器・LPガスなど消耗備品
- ・介護装置・医療装置として導入される機器・装置

(注)介護入浴のため導入される特殊浴槽で、設置状況などにより建物に付帯する設備と認められるものは補助対象となります(浴槽本体のみで車イス・ストレッチャー等は含まれません)。

④補助事業の特性として補助対象にできない指定工事費

- ・業務用厨房機器

(注)住戸専用部の台所、及び共同利用設備として設置される一般的な住宅用キッチンセット等は、補助対象となりえますが、業務用厨房機器を設置する場合は補助対象外です。ただし、業務用厨房機器を設置する場合であっても、壁床までの給排水設備および天井までの換気設備等は、建築物に属するものとして補助対象となりえます。

なお、いずれの場合も、家電製品・家具等は、補助対象にはできません。

⑤自社施工の場合の建築主に発生する経費

- ・自社施工の場合の間接経費
- ・自社社員の人件費（補助対象とする工事現場での工務を除く）

（注）本事業では、建築主の対外的費用負担を基に補助金を交付します。自社施工の場合は、通常の請負工事額には含まれているこれらの費用を補助対象にできませんので注意して下さい。また、自社施工の場合には、完了実績報告に添付する書類への準備を、事業当初から継続的に行う必要があります。

⑥その他サービス付き高齢者向け住宅としての合理的な仕様・規模・価額を超えていると認められる工事費用

2.1.6 その他留意事項

1) 共同事業の場合の留意事項

本事業では、複数の建築主が共同で事業を実施する場合であっても、交付申請することができます。共同事業の場合には、代表して交付申請を行う代表建築主を決めてください。共同して事業を行う者同士の関係は、共同して事業を行う者同士で決定し、規約等を締結して交付申請時に届け出てください。代表にならない建築主も、補助事業の実施に係る責務を負いますので、事業の内容や取決めをよく理解するように努めてください。提出物の詳細については、整備事業事務局ホームページから「交付申請要領【補足資料(共同して事業を行う場合)】」を取得して参照してください。

2) 自社施工の場合の留意事項

本事業は、建築主がサービス付き高齢者向け住宅等の整備にあたり実際に負担した工事費用に基づいて補助金を交付します。建築主以外の者が工事を実施する場合（以下「請負施工」という。）には、工事請負契約や支払額等で工事費用を特定しますが、建築主自らが工事あたる自社施工であっても交付申請することが可能です。

ただし、自社施工の場合には、一部の費用が補助対象から除外されます。また、工事費用の特定にも、事業着手の当初から大量の資料を蓄積し確認することが必要になりますので、整備事業事務局の案内および指示に従い費用計上を行ってください。自社施工を予定する、または自社施工の可能性のある事業の場合は、交付申請の際にその旨を明記し、事務的な手続きについて整備事業事務局に相談してください。

3) 改修事業を実施するうえでの留意事項

改修事業では、住宅の共用部分(共同利用設備を除く)及び高齢者生活支援施設については、全ての工事費用を補助対象工事費とできますが、住宅の住戸専用部（共同利用設備を含む）については、特定の工事内容（及びそれに付随して必要となる工事）に限られます。このため、計画内容がどの工事に属するのか、申請者による分類整理が必要となります。また、工事費用の計上にあたり工事箇所ごとの工事前後の比較写真が必要となります。

2.2 補助の期間

補助金の交付を受けることができる事業は、平成 28 年度中に事業に着手（工事請負契約を締結）するものを対象とします。交付申請された事業のうち、平成 28 年度中に着手に至らないものについては、交付決定が無効になります。

なお、交付決定後に事業者の都合で補助事業の期間を変更した場合には、交付決定通知書で示された補助金の額が全て支払われない場合があります。補助事業の期間が変更となる場合には、必ず「3.2補助事業の計画変更」を参照して、必要な手続きを行ってください。

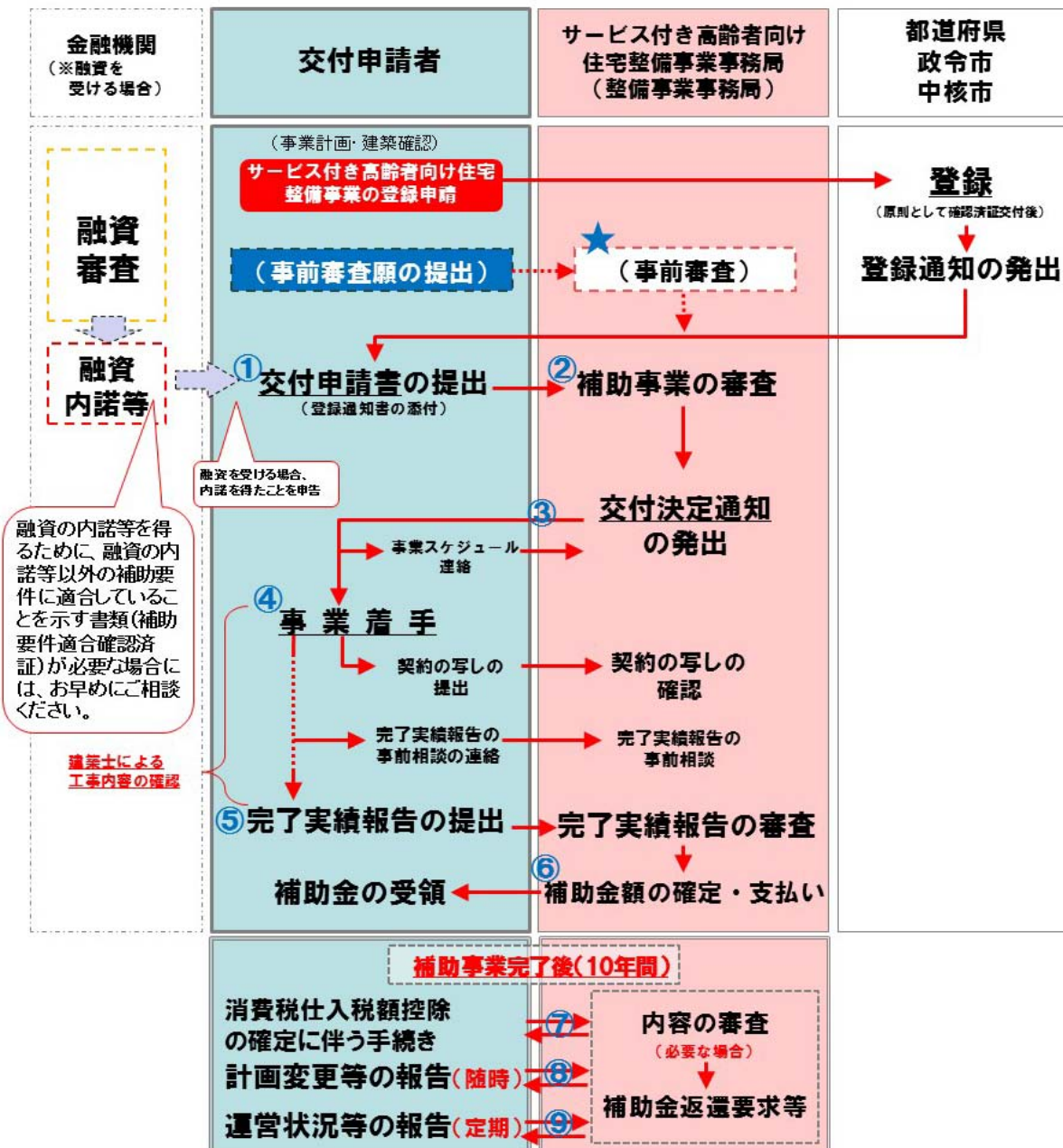
本事業は原則として、平成 28 年度中に事業完了する事業を対象としています。そのため、原則として事業期間は、交付決定後から平成 28 年度末までとなります。

工事に要する期間などの事情により、上記の期間を超えて事業を実施する場合には、予定工期を申請書式の該当欄に明記して申請してください。

3 事業の実施方法

公募する事業の手続きは、以下のとおりです。

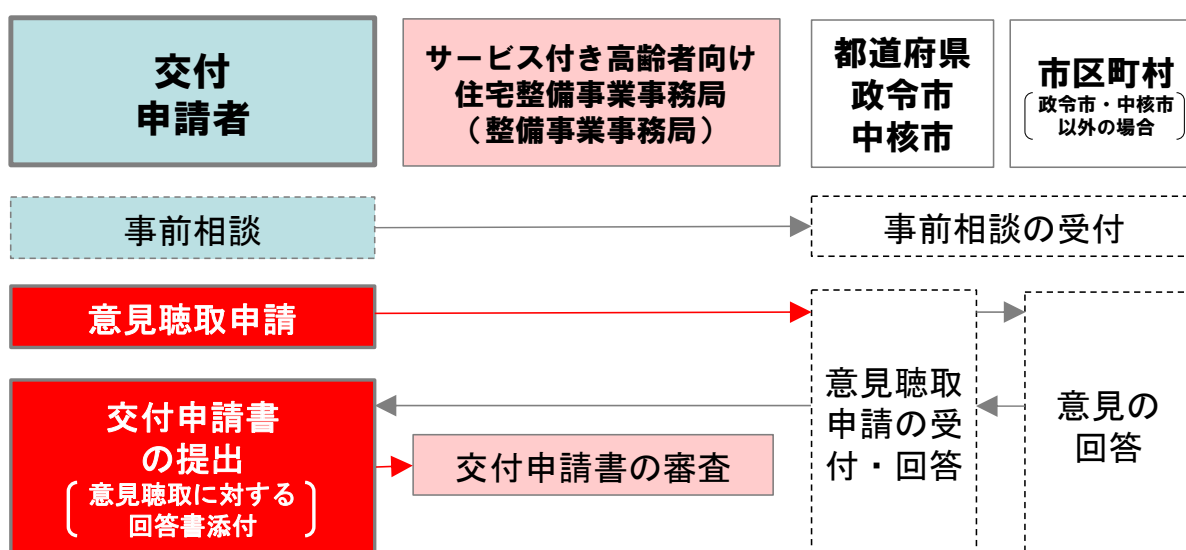
3.1 手続きの流れ



※ 平成 28 年度に交付申請する事業については、下図のとおり市区町村への意見聴取の実施が必要となります（意見聴取を不要とする市区町村内の事業を除く。市区町村の意見聴取の要否については、整備事業事務局のホームページを参照。）。

市区町村への意見聴取が必要な事業については、交付申請に先立ち、「意見聴取申請書」を、以下の地方公共団体に提出し、当該地方公共団体より「意見聴取に対する回答書」を受領する必要があります。また、当該回答書の写しを交付申請書に添付する必要があります。「意見聴取申請書」の様式は、整備事業事務局のホームページよりダウンロードしてください。

- ① サービス付き高齢者向け住宅が存する市区町村が政令市・中核市の場合、当該市
- ② ①以外の場合、都道府県



<フロー図★：事前審査>

補助金交付事務の合理化の観点から、サービス付き高齢者向け住宅としての登録が完了する前に事前審査を受け付けます。事前審査とは、交付申請より前に登録要件以外の補助要件に係る審査を行うものです。

- ※1 補助申請に係る事前審査の受付は、サービス付き高齢者向け住宅の登録申請後に行います。
(なお、交付申請（本申請）は、サービス付き高齢者向け住宅としての登録が確認された後に行います。)
- ※2 補助申請に係る事前審査を受けずに交付申請（本申請）を行うことも可能です。

なお、補助申請に係る事前審査中、サービス付き高齢者向け住宅の登録審査において指摘を受け、交付申請内容に変更が必要となる場合等において、補助事業の審査に時間を要する場合がありますので、十分にご注意下さい。

補助事業に係る事前審査の受付後、平成 28 年度の募集期間内に交付申請（本申請）に至らない場合は、平成 28 年度補助事業の対象となくなります。

また、金融機関の融資を受ける事業である場合で融資の内諾を得るために「融資の内諾を得たものであること」以外の補助要件に適合していることが確認された旨を金融機関に示す必要がある場合には、補助要件適合確認済証の発出を申請してください。

「融資の内諾を得たものであること」以外の補助要件に適合していることを確認し次第、その旨を示す補助要件適合確認済証を発出します。

<フロー図①：交付申請書の提出>

国土交通省がサービス付き高齢者向け住宅整備事業を募集しますので、「4 交付申請及び事前審査方法」に定める方法に従い、国土交通省が定める整備事業事務局*あてに交付申請書類を提出してください。

金融機関の融資を受ける事業である場合には、融資の内諾を得た上で交付申請書を提出してください。（金融機関から融資の内諾を得るために、融資の内諾等以外の要件に適合していることを示す書類（補助要件適合確認済証）が必要な場合には、余裕をもってご相談ください。）金融機関から融資の内諾を証する書類が発行される場合は、その書類を提出してください。

本事業は、原則平成28年度中に竣工する事業を対象としており、事業期間は、原則、交付決定後から平成28年度末までとなります。複数年度にわたる事業については全体設計承認の手続きが可能ですので、ご相談ください。

※「サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局」は、交付申請事業を受け付け、補助の要件の審査を行い、補助金の交付決定等の手続きを行う者として国土交通省が定めています。

<フロー図②：補助事業の審査>

交付申請された内容について、次の事項に関し、整備事業事務局による審査・確認を行います。

- ・補助事業の内容が、交付申請要領2.1.1に定める事業の要件を満たしていること。
- ・補助対象費用が、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む（木材利用ポイント事業も含まれます））及び介護保険給付金又は医療保険給付の対象費用を含まないこと。
- ・他の補助事業（独立行政法人や地方公共団体が行うものを含む。）に申請している場合は、交付申請書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象を必ず記入すること。

審査の過程で、交付申請内容等に不明確な部分がある場合等、必要に応じ、追加資料の請求やヒアリング等を行う場合があります。整備事業事務局が追加資料を請求したときに、その請求の際に指定した期日までに追加資料の提出がない場合又はヒアリングに応じない場合には、交付決定できない場合があります。

上記のような手続きに係る一定の審査期間が必要であることにご留意ください。

<フロー図③：交付決定通知の発出>

交付申請のあった事業は、整備事業事務局の審査の結果、補助の要件を満たすと判断されるものについて、整備事業事務局が補助事業として交付決定し、交付申請者に通知します。

なお、交付決定の際には、補助対象の概要のみを審査し、「補助金の額の上限」を示しています。従って完了実績報告の段階で、補助対象の具体的な審査を行うこととなりますので、審査の結果、補助金の額が、交付決定通知書に記載された「補助金の額の上限」を下回る場合があります。

交付決定通知書の受領後1ヶ月以内に今後の事業スケジュールを整備事業事務局に報告してください。また、完了実績報告等の手続きを行う事務担当者の連絡先を変更する場合は、必ずその旨を整備事業事務局に連絡し、所定の手続きをしてください。

<フロー図④：事業着手>

補助事業の着手は、交付決定通知日以後可能となります。当該通知日より前に着手した事業については、補助対象となりませんので注意してください。

- ・補助事業の着手の時期については、工事の契約行為をもって判断しますので、補助事業に係る契約は、交付決定通知書の日付以降に締結してください。なお、契約書に記載の日付が交付決定通知書の日付以降であったとしても、工事監理報告書等により実際の工事への着工が交付決定通知日より前に行われたことが判明した場合においては、交付決定通知日前に補助事業に着手したものとして、補助対象となりませんので注意してください。
- ・交付決定後、事業に着手した場合には、速やかに契約の写しを整備事業事務局に提出してください。（平成28年度中に事業着手に至らない場合は、交付決定が無効になります。）
- ・設計に要する経費は補助対象外ですので、工事請負契約と別契約であれば、補助金の交付決定前に設計を実施することが可能です。

<フロー図⑤：完了実績報告の提出>

交付申請者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく「完了実績報告書」を整備事業事務局に提出してください。

完了実績報告書の提出に先立ち、必ず補助事業完了の2か月前には整備事業事務局に事前相談を行ってください（3.4 1参照）。特に改修工事の場合は、審査の内容が多岐にわたり、事前相談や審査資料の作成に時間を要することが想定されますので、上記記載期間より早めの事前相談を行ってください。

<フロー図⑥：補助金額の確定・支払い>

整備事業事務局は、「完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って補助事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じ工事の実施状況等を確認するための補助対象となった住宅等の現地検査、事業所への現地検査等を行うこととしています。その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。検査等の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場

合は、補助金が交付されないこととなります。また、こうした調査の実施を拒まれる場合も、補助金が交付されないこととなりますので注意してください。

<フロー図⑦：消費税仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還>

交付申請者は、完了実績報告書を提出し、補助金額の確定を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入税額控除の相当額が明らかになった場合には、速やかに整備事業事務局に報告してください。

<フロー図⑧：事業内容等に変更があった際の報告【随時報告】>

交付申請者は、完了実績報告書を提出し、補助金額の確定を受けた後に、補助を受けて建設したサービス付き高齢者向け住宅等について以下に挙げる変更を行う場合は、必ず国土交通大臣に届け出たうえで、承認を受ける必要があります。

- (1) 事業内容の変更がある場合
- (2) 補助対象財産の処分を行う場合

上記(1)～(2)に該当する変更を行う予定がある場合は、事前に整備事業事務局の定期報告係に報告してください。

<フロー図⑨：住宅等の運営に関する事項にかかる定期的な報告【定期報告】>

整備事業事務局は交付申請者に対して、補助事業の実施後少なくとも10年間程度、補助要件への適合性や補助対象となった住宅等の利用状況・管理状況・消費税仕入税額控除等について、定期的に調査を実施します。整備事業事務局は、補助事業の完了後に交付申請者が任命する「定期報告窓口担当者」宛に、年に1回程度定期報告調査票を発送します。交付申請者は速やかに対応できるよう、補助事業の完了後速やかに定期報告窓口担当者を任命し、整備事業事務局に届け出てください。なお調査にご協力いただけない場合は当該補助金の返還を求めますので注意してください。

3.2 補助事業の計画変更

補助事業者は、やむを得ない事由により、次の(1)又は(2)に掲げる行為をしようとする場合には、あらかじめ整備事業事務局の承認を得る必要があります。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに整備事業事務局に報告し、その指示に従ってください。

必要な手続きを行わず、予定していた内容に変更があり交付決定された事業と異なるものとなったと判断されたものについては、補助対象となりませんので注意してください。また、既に補助金が交付されている場合には、当該補助金の返還を求めますので注意してください。

3.3 完了実績報告とは

補助事業は、交付決定通知日以降に始まり、完了実績報告が提出された後に、交付すべき補助金の額の最終的な決定（「額の確定」という。）とその交付があつて終わります。完了実績報告は原則として、①交付決定を受けた補助対象工事が竣工していること、②補助対象工事費の支払いが完了していること、の2点が満たされた時点で提出できます。よって、これらの要件が満たされたときは、遅滞なく「完了実績報告書」を整備事業事務局に提出する必要があります。

整備事業事務局では、書類審査及び必要に応じ現地検査等を行い、適合すると認めるときは当該補助金の額を確定し、補助事業者に「額の確定通知書」を送付するとともに、補助金の支払いの手続きを行います。

補助事業の完了後、速やかに完了実績報告書を提出できるよう、必ず補助事業の完了予定より2か月前には事前相談を行ってください。特に改修工事を含む事業の場合は、審査の内容が多岐にわたり、事前相談や審査資料の作成に時間を要することが想定されますので、上記記載期間より早めの事前相談を行ってください。

《完了実績報告の事前相談のすすめ方について》

- ◇ 事前相談は、正式申請を円滑に進めるため、事前に書類の揃いや内容確認をさせていただくものです。資料の追加や訂正を求めることがありますので、事業完了の2ヶ月前には開始してください。随時ご相談を受け付けます。
- ◇ 事前相談は、電子ファイル化した書類により、メールのやりとりで進めます。押印は正式申請(郵送)の時で結構です。
- ◇ 相談の手順に対応し、事前相談には、特に工事費関係の書類を優先して送付ください。特定の書類に関する相談など、部分的な質疑も受け付けますが、最終的に必要書類が揃った時点をもって事前相談の開始となりますので、日程には注意してください。なお、書類の整い状況により、事前相談の進捗が前後することがあります。
- ◇ 最終的な押印つき書類の提出(郵送)は、事前相談による書類内容の完成を前提に、整備事業事務局からご案内しますので、それまではお控え下さい。

完了実績報告書には、必須様式のほか、工事の適正な実施と完了、住宅及び施設の登録や運用を証する書類の添付が必要です。この際、完了実績報告書に記載されている工事内容と実際の工事内容が適合していることについて、建築士が確認したことを証する書類（工事内容確認書）の添付が必要です。これらの資料に不備がある場合、重ねての説明や資料提出、現地確認などを求める場合があります。

このほか、補助対象事業費の支払いを証する書類の提出が必要です。複数年度にわたる事業で全体設計承認の手続きをした場合、各年度の完了実績報告において、原則としてそれぞれの出来高分の事業費の支払いを証する書類や写真等を含む工事内容報告の提出が必要となりますので注意してください。

また、出来高分の事業について完了実績報告を行い、補助金を受領した場合において、最終年度の完了実績報告を行わない場合は補助金の返還が必要となる場合がありますので注意してください。

3.4 補助金の支払い

補助金の額を確定した後、整備事業事務局から交付申請者に補助金が支払われます。本事業の補助金は、補助事業が実施されたことを確認した後に支払います。

1) 支払時期

補助金の支払い時期については、工事が完了次第、完了実績報告を提出し、補助金の額の確定の翌月末頃に補助金が支払われる予定です。平成 28 年度内に支払われるためには、平成 29 年 2 月 10 日までに完了実績報告書を提出する必要があります(この場合、平成 29 年 3 月末支払予定)。(詳細については、5.1 表 6 参照)

なお、事業の進捗状況、事務手続上の都合等により多少の遅れが生じる場合も想定されますのでご了承下さい。

2) 振込先

補助金は、登録した口座に振り込まれます。ただし、登録できる口座はサービス付き高齢者向け住宅等の建築主のものに限られます。

*請求書は、振込手続きに日数を要するため、完了実績報告書の提出時に添付してください。ただし、完了実績報告に対する審査により補助額が変更される場合に、整備事業事務局から連絡のうえ、額を変更した請求書を再提出していただく場合があります。

3.5 補助事業実施中及び補助事業完了後の留意点

3.5.1 経費の配分の変更

交付決定額に変更がない場合で、項目間の経費の配分の変更を行う場合は、あらかじめ整備事業事務局に連絡して下さい。

なお、経費の配分を変更することができるのは、交付決定通知の内容に影響を及ぼさない場合に限ります。

3.5.2 交付申請の取下げ

交付申請者は、交付決定通知書を受領後、諸事情により交付申請書を取下げられる場合には、所定の手続きが必要となりますので、整備事業事務局にご相談ください。

3.5.3 交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等

万一、交付に際して附す条件、関係規程等に反する行為がされた場合には、次の措置が講じられることがあります。

- ① スマートウェルネス住宅等推進事業は、(サービス付き高齢者向け住宅整備事業) 第 14 の規定による交付決定の取消、補助金の交付の停止、補助金の返還命令
- ② 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則の適用

3.5.4 取得財産の管理等

交付申請者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、国土交通大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

3.5.5 補助事業を実施したサービス付き高齢者向け住宅等を譲渡する場合の取扱い

特に、本事業の補助金の交付を受けた住宅等を譲渡しようとするときは、国土交通大臣の承認を受けるにあたり、原則として、住宅等を譲り受けようとする者と残管理期間において本事業の要件を遵守する旨を規定する確認書を取り交わす必要があります。本事業の要件を遵守せずに譲渡がなされた場合には、補助事業者に対し補助金の返還を求めることがあります。

3.5.6 会社再編に伴う補助事業の承継に係る手続き

合併・買収、統廃合及び分社化等に伴い、補助事業に係る権利義務の承継又は移転が発生する場合は、整備事業事務局にご相談ください。

3.5.7 補助事業実施にあたっての経理処理

補助事業の経費計上については、適正な経理処理を心掛けてください。

3.5.8 補助金の額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

交付する補助金額の確定にあたり、補助事業者に対して、必要に応じて工事の実施状況等を確認するための補助対象となった住宅等の現地検査、事業所への現地検査等を行います。検査の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場合は、補助金が交付されません。また、現地検査の実施にご協力いただけない場合も、補助金が交付されませんので注意してください。

また、当該補助事業が会計検査院による検査の対象となった場合には、関係資料の請求や現地検査が行われますので、補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（委託等に係る契約関係書類、請求書及び領収書等の経理処理関係書類を含む。）の整理・保存が必要です。（保存期間：本事業の補助金の交付を受けた年度終了後10年以上）

3.5.9 補助要件への適合性・管理状況等に関する調査等の実施

交付申請者には、補助事業の実施後少なくとも10年間程度、補助要件への適合性や補助対象となった住宅等の利用状況・管理状況等について、定期的な報告を求めるとともに、必要に応じて国土交通省、整備事業事務局が調査を行うこととしています。その際、補助対象となった住宅等の現地検査、事業所への現地検査等を行うことがあります。こうした調査の実施を拒まれる場合は、補助金の返還を求めることとなりますので注意してください。

現地調査等により、補助対象となった住宅等が登録基準に適合しないことが判明した場合には、登録を行った都道府県知事等による是正指示が行われることとなります。さらに、是正指示に違反した場合には、登録が取り消され、補助金の返還を求めることとなりますのでご注意ください。

また、高齢者等の居住の安定確保に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングを依頼することがあります。

3.5.10 情報の取扱い等

1) 補助事業等の公表

普及促進を目的に広く補助事業の成果について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等において、事業の内容・報告された内容に関する情報を用いることがあります。

2) 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、交付申請等に係る事務処理に用いる他、セミナー・シンポジウム・アンケート等の調査について用いることがあります。

また、同一の交付申請に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために用いることがあります。

なお、本事業において交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請に係る個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

3.5.11 申請の制限

過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体を含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

※ 申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当まで個別にお問い合わせ下さい。

国土交通省住宅局安心居住推進課 担当：高齢者住宅企画係

電話：03-5253-8111

内線：39-856

3.5.12 その他

この交付申請要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 七 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日付国住総第 37 号住宅局長通知）
- 八 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付国住心第 266 号）
- 九 その他関連通知等に定めるもの

4 交付申請及び事前審査方法

4.1 提出書類の記入等

本交付申請要領に係る提出書類は、全て以下の書式体裁によってください。

1) 提出物の書式と体裁

提出書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で、A4サイズ（片面印刷とすること）とし、クリップ留め（分割可）してください。電子ファイルを格納したCD-Rは、ケースに納め、輸送中に破損等が生じないように養生してください。提出時は必要書類を一括して郵送してください。分割した送付や部分的な差し替えは原則として受領できません。

2) 電子ファイルの形式

電子ファイルを作成するアプリケーションソフト及び保存形式は、Microsoft社のWord およびExcel 2000以降のバージョン形式としてください。文書作成時に、一般的に使用されないフォント（独自に登録した外字等）は使用しないで下さい。また、電子ファイルの容量が過大にならないよう工夫してください。

なお、提出書類のうち様式以外のもの（説明資料である計画図書等）については、PDFファイルでの提出も可能とします。これ以外の電子ファイル形式や、自動解凍ファイル等の圧縮ファイルは受け付けません。複数の電子ファイルを収める場合には、順番どおりに整列できるように、ファイル名の先頭に整理番号（同じ桁数＝01～15など）を付してください。

3) CD-Rへの表記

CD-Rの盤面表面に、「事業名」、「交付申請者名」を明記し、ケース外から判読できるようにしてください。

4) その他

提出書類が、申請すべき内容や規定書式をみたしていない場合、受理できない場合があります。また記述内容に虚偽があった場合は、原則として交付決定を無効とします。

提出書類及び提出書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

4.2 募集期間

平成 28 年 4 月 28 日（木）～ 平成 29 年 2 月 3 日（金）[消印有効]

※ 事前審査の受付をしている事業に限り、平成 29 年 2 月 10 日（金）まで交付申請（本申請）の受付をします。

4.3 交付申請書式・関係資料の配付

交付申請要領及び交付申請様式ほか関係資料は、整備事業事務局のホームページにて配布しております。必ず指定電子ファイル形式を開くことができる環境からアクセスし、ダウンロードしてください。

整備事業事務局に直接お越しいただいても、様式・資料の配布や事前相談等に対応することはいたしません。

サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局ホームページ：<http://www.koreisha.jp/>

4.4 提出先

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-10 本郷 TK ビル 5 階

サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局 宛

※交付申請書を提出する場合、封筒には「平成 28 年度交付申請書在中」と、事前審査願を提出する場合、封筒には「平成 28 年度事前審査願在中」と記載してください。

4.5 提出方法

郵送又は宅配便とします。申請者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、必要な場合は、申請者自身で確認することができる方法（配達記録郵便等）で提出してください。なお、整備事業事務局に直接書類をご持参いただいても、お受取はできませんので予めご了承ください。（申請者の都合による申請書の差し替え等は固くお断りします。）

4.6 提出書類

1) 交付申請に係る提出書類

交付申請者は、下記必要書類 1 部と CD-R 1 枚を揃えて提出してください。記入内容について事務局から連絡する場合がありますので、必ず提出書類全ページの写しをとっておいて下さい。

区分	番号	提出書類	様式
必須書類	①	提出書類リスト	(必須様式表紙)
	②	平成 28 年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業交付申請書 1) 交付申請書 2) 事業の概要 3) 事業費及び補助要望額 3) 別添 補助限度額の算定に係る建築士による確認書 4) 要件への適合等 5) 近傍同種家賃との均衡 6) 補助金交付に係る確認書 7) 委任状(交付申請者と事務担当者が異なる場合)	必須様式 (様式 1～6)

区分	番号	提出書類	様式	
添付書類	③	サービス付き高齢者向け住宅登録通知の写し	登録機関様式	
	④	サービス付き高齢者向け住宅登録申請書の写し（別紙・別添を含む）	登録機関様式	
	⑤	申請建物の配置図	任意様式	
	⑥	申請建物の平面図 住戸部分及び共用部分の設備内容が確認できるよう、住宅と施設を色分け等で明示し、寸法を表示してください。判読困難となるような過剰な記載等は避けてください。	任意様式	
	⑦	住戸タイプごとの平面詳細図 設備内容を記載、寸法を表示してください。	任意様式	
	⑧	用途別求積図、面積表 用途別求積図は平面図と同じ色分けで用途を示し、計算過程を示してください。 面積表は、階別・用途別等を集計して示してください。求積図に収録記載して結構です。	任意様式	
	⑨	按分面積表	任意様式 (標準フォーマット)	
	⑩	工事費内訳書 設計者又は施工者が作成した中項目程度の見積書。	任意様式	
	⑪	事業費総括表	任意様式 (標準フォーマット)	
	⑫	需要予測書 建設地での需要に見合い、高齢者の入居を見込める計画であることを説明してください。	任意様式	
	⑬	融資の内諾を証する書面の写し 内諾を得た金融機関等が書面を発行しない場合には添付は不要です。 住宅金融支援機構の場合は「融資予約通知書」の写しを添付してください。	任意様式	
	⑭	意見聴取に対する回答書の写し、意見聴取申請書類一式の写し 意見聴取を不要とする市区町村内の事業の場合には添付は不要です。	発行庁の書式	
	⑮	その他事務局が求める書類	事務局の指定による	
	改修工事を含む事業の場合の追加添付	⑯	改修の対象となる既存建物の耐震性能を示す書類の写し 1) 対象建築物が新耐震基準のもとに建築確認を受けている場合には、その日付等を確認できる資料(建築確認済証の写し、台帳記載事項証明書等の写し等)を提出してください。 2) 1) 以外の場合で、既に地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合することが確認されている場合には、「建築士による耐震性能証明書」を提出してください。 3) 申請する改修工事で地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合させる場合には1) 2) に示す書類の提出は不要ですが、完了実績報告において「建築士による耐震改修工事証明書」を提出していただきます。	発行庁の書式
		⑰	交付申請する工事にかかる建築確認済証の写し 用途変更に伴う改修工事について補助申請する場合に限る。当初建築以降に、建築確認による用途変更が行われている場合には、直近(最終)の建物用途区分を示す資料(変更建築確認関係書類その他)の提出が必要となります。	発行庁の書式
⑱		加齢対応・用途変更に伴う改修工事説明書及び一覧表	任意様式	
⑲		工事対象建築物の現況図	任意様式	

区分	番号	提出書類	様式
	⑳	工事対象建築物の現況を示す写真 改修工事の範囲を中心に外観3点・内観3点を添付のこと。	任意様式
	㉑	工事対象建築物の築年月日を示す資料（検査済証の写し等）	発行庁の書式
	㉒	建築基準法その他法令に遵守した建物とすることを誓約する書類	任意様式
	㉓	売買契約書の写しもしくは、売買契約書のひな型 「改修を目的とした住宅等の取得」を含む事業の追加添付書類	任意様式

※ 改修を行う事業では、本交付申請要領 31 ページ(※1)に掲げる完了実績報告の「工事の完了または出来高達成を示す写真」の説明を必ず参照して、提出を予定する改修前の写真の全てを予め撮影しておいてください。

2) 事前審査願に係る提出書類

番号	提出書類	様式
①	事前審査願	必須様式
②	その他の添付資料 「1)交付申請に係る提出書類」のうち、「③サービス付き高齢者向け住宅登録通知の写し」を除いて、該当するもの全てを提出してください。 ただし、1) 交付申請書、6) 補助金交付に係る確認書、7)委任状 の押印は不要です。	各資料の指定による

※事前審査の終了後、交付申請をするまでに計画内容を変更した場合、交付申請の際に、変更内容を説明する資料(様式任意)を提出してください。なお、変更がない場合でも、交付申請にあたってはあらかじめ全ての書類を提出していただきますので注意してください。

<申請に係る事務担当者について>

申請される事業の全ての事務を代行する方1名を事務担当者として選定し、申請者から委任してください。補助事業の実施について事務局との連絡は、事務担当者を通じていただきます。事務担当者の立場・所属等に制限はありませんが、事務局から申請や工事について確認する場合がありますので、平日の日中に連絡が取れ、対応が可能な方を登録してください。登録したメールアドレスは、事業期間中は毎日確認していただきます。

※ 申請書の内容に関する専門的な確認・補足説明等を求めます。指定した期限までに対応がない場合は、審査の対象外となる場合があります。

※ 交付決定された場合、当該事務担当者あてに交付決定通知書を郵送させていただきますので、確実に受領できるよう、宛先・宛名となる住所・氏名等については正確にご記入ください。

5 完了実績報告

5.1 提出先および提出書類について

事前相談を終え、整備事業事務局より提出の指示を受けた後に下記の方法により完了実績報告の資料を提出して下さい。

1) 提出先

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-10 本郷 TK ビル 5 階
サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局 宛

※封筒には「平成 28 年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業完了実績報告在中」と記載して下さい。

2) 提出部数

本マニュアルに係る提出書類を各 1 部を提出してください(完了実績報告書に CD-R の添付は不要です)。

申請書類の鑑、補助金の請求書は押印された原本として下さい。

<留意事項>

完了実績報告に必要な建築主の押印は、原則として『交付申請』に使用した印鑑と同じものを使用して下さい。

3) 提出書類の書式等

本マニュアルに係る提出書類は、全て以下の書式体裁によってください。

【提出物の書式と体裁】

提出書類は、日本語の活字体（原則として手書きは不可）で、A4 サイズ（片面印刷とすること）とし、様式の単位ごとに最初のページ右上に資料番号（提出書類リストに記載）を記入した上で、クリップ留め（分割可）して下さい。提出時は必要書類を一括して郵送して下さい。分割した送付や部分的な差し替えは原則として受領できません

【その他】

提出書類が、申請すべき内容や規定書式をみたしていない場合、および記述内容に虚偽があった場合は、原則として交付決定を無効とします。

提出書類はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

5.2 完了実績報告書の提出方法

1) 完了実績報告に係る提出書類

完了実績報告申請者は、各必要書類 1部 を提出して下さい。検査等に必要となりますので、必ず提出書類全ページの写しをとっておいて下さい。

区分	番号	提出書類	様式
必須書類	①	報告の内容と提出書類リスト 必須様式以外の書類について、添付の有無・版型・枚数を記入し、該当する資料番号を各書類の最初のページに記入し、具体名がある書類は、書類名称欄を具体名に書き換えること。	提出書類リスト完
	②	平成 28 年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業完了実績報告書 1) 完了実績報告書 2) 補助金精算調書兼精算額の算出総括表 3) 請求書※1 4) 消費税仕入税額控除に関する誓約書	様式完 1～3 完 7
添付書類	③	建築確認済証の写し 改修工事で建築確認が不要となり交付申請時に協議記録を提出済みの場合は、以降の変更がなければ添付は不要です。	法定の様式
	④	完了検査の検査済証の写し 改修工事で完了検査が不要の場合は、添付せず、その旨書面にて申し出てください。 なお、完了検査の検査済証に相当する書類がある場合はそれを添付してください。	法定の様式
	⑤	建築士による工事監理報告書の写し 完了実績報告の対象となる期間における建築士（都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。）による工事監理報告（建築士法第 20 条第 3 項の規定により建築士が建築主等に対して報告する工事監理の状況を把握することができる資料）を提出してください。	建築士法 20 条 第 3 項の書式
	⑥	建築士による工事内容確認書・確認書	様式完 4-1、 4-2
	⑦	工事内容の確認を行った建築士の免許証の写し	法定の様式
	⑧	事業完了状況の写真報告 事業の完了状況について写真を中心に報告してください。具体的撮影対象と点数は、※1によってください。	様式完 5
	⑨	補助対象とした住宅および施設が適正に運用されることが確認できる書類 介護保険法の規定に基づく指定が必要な施設は「介護保険指定事業所通知書」の写し、医療法に規定する病院又は診療所に該当する施設は「開設届」など公的書類の写し、このほか、賃借人との建物賃貸借契約書・生活支援サービス契約書など契約書式やその重要事項説明書、入居者募集パンフレット・施設利用パンフレットなどの営業資料など、適正な運用状況または予定を説明できる資料等	任意様式
	⑩	事業費の総額が確認できる請負契約書または精算書等の写し	任意様式
	添付書類	⑪	請負契約書を締結した工事業者等からの請求書の写し
⑫		請負工事費に相当する領収書または送金伝票の写し	任意様式

区分	番号	提出書類	様式
	⑬	設計図書 配置図、各階平面図、立面図、断面図及び住戸平面、面積表、用途別求積図 (A4 サイズ)。判読困難となるような過剰な記載等は避けてください。	任意様式
	⑭	按分面積表	任意様式 (標準フォーマット)
	⑮	工事費積算内訳が記載された積算書等、補助対象事業費を確認できる書類 住宅部分と施設部分、補助対象事業部分と対象外事業部分の判別ができる「内訳明細書」 相当の書類。工事個所、仕様、数量や単価が明記されていることが必要です。	任意様式
	⑯	事業費総括表	任意様式 (標準フォーマット)
	⑰	その他事務局が求める書類	事務局の指定 による
改修工事を含む事業 の場合の追加添付	⑱	加齢対応・用途変更に伴う改修工事説明書及び一覧表	任意様式
	⑲	対象建築物の現況図	任意様式
	⑳	対象建築物の築年月日を示す資料（検査済証の写し等）	発行庁の書式
	㉑-1	建築士による耐震改修工事証明書 本事業の補助を受けて行う改修工事において耐震改修工事を実施する場合のみ提出	様式完 6-1
	㉑-2	確認書 本事業の補助を受けて行う改修工事において耐震改修工事を実施する場合のみ提出	様式完 6-2
「改修を目的とした住宅等の 取得」の場合の追加添付	㉒	売買契約書の写し 交付申請において締結済み契約書を提出し以後の変更等がない場合は不要	任意様式
	㉓	不動産鑑定士による不動産鑑定評価書の写し 売買契約締結日において有効と認められる評価書であること	任意様式
	㉔	不動産鑑定士による不動産鑑定書であることを誓約する書類	任意様式
	㉕	住宅等の取得費用にかかる請求書・領収書の写し	任意様式
	㉖	登記簿謄本の写し 補助事業者名にて移転登記された内容であること	任意様式

・完了実績報告書は千円単位で作成してください。積算時に円単位から千円単位に換算する際に千円未満は切り捨ててください。なお、完了実績報告における補助金精算額は、交付決定額を超えることはできません。

(※1) 添付すべき「物件等の写真」は、補助事業の内容に応じ、原則として次のとおりです。写真についても申請書類の書式に貼付または印刷のうえ、撮影日付と撮影対象の内容がわかる説明を付してください。

- 建物外観の写真 四周および遠望などを含む 5点以上
- 建物内観の写真 主な共用室・共用部分を含む 5点以上
- 交付申請時の要件をみたしていることを説明できる写真 必要数

(タイプ別居室内観・各戸の台所／便所／収納設備／洗面設備／浴室／床段差の状況／手すりの状況／廊下／出入口・共同利用の台所／収納設備／浴室／エレベーター等)

○改修の場合にあっては、次の写真も必要です。

・改修箇所について改修前後の写真(改修前後を組にして対比できる配置に整理してください)

・新規にEVを設置する場合の改修前後の写真

改修前後の確認が出来ない場合、補助対象とならないことがありますので注意してください。なお、前後の内容が確認できるよう撮影角度を合わせるよう努めてください。

なお、全体設計の承認を受けて複数年度にわたって事業を実施する場合、完了実績報告に係る提出書類が一部異なりますので、以下の点に注意してください。

区分	番号	提出書類	様式
添付書類	③	建築確認済証の写し 複数年度事業で前年度以前の完了実績報告で提出済みの場合は、以降の変更がなければ添付は不要となります。	法定の様式
	④	完了検査の検査済証の写し 複数年度事業で事業の完了前に工事出来高に応じて完了実績報告を行う場合は、「④工事出来高確認報告書」を提出してください。	法定の様式
	⑧	事業完了状況の写真報告 複数年度事業で事業の完了前に工事出来高に応じて完了実績報告を行う場合は工事出来高を説明できる写真を5点以上添付してください。	様式完5

2) 完了実績報告書の提出期限

完了実績報告書は、平成28年度交付決定を受けた工事の完了後できる限り速やかに提出してください。平成28年度内に支払われるためには、平成29年2月10日(金)までに完了実績報告書を提出する必要があります(この場合、平成29年3月末支払予定)。(表6参照)

個別の事情により、平成29年2月10日(金)の時点で完了実績報告ができな場合であっても、工事完了後速やかに完了実績報告書を提出するよう努めてください。結果として平成29年度にかけて事業を実施する場合の、最終的な完了実績報告の提出期限は、平成30年2月9日(金)となります。

年度末は、提出物の受理や事前照会などで整備事業事務局の窓口が混雑すると予想されますので、前もって用意できる書類は早めに準備を進め予め整備事業事務局に照会するなど、期日までに完了実績報告が完了するよう心がけてください。

完了実績報告書が提出されない場合には、補助金の額の確定ができませんので、補助金の支払いをすることができなくなります。

完了実績報告の事前相談は表6を目安に開始してください。

表6：完了実績報告に関する時期・期日の目安

	各手続きの実施時期	年度内に補助金交付を行うための期日	左記以降の期日について
完了実績 事前相談	事業完了後すみやかに 報告書の提出前、事業が完了する2ヶ月前には必ず事前相談を開始してください。	平成28年12月9日迄に行ってください。	決定次第ご案内します。
完了実績 報告提出	事前相談終了後すみやかに 工事が完了次第、遅滞なく整備事業事務局に提出してください。	平成29年2月10日迄に行ってください。	
補助金 交付	補助金の額の確定の翌月末以降 (平成28年7月以降)	平成29年3月(予定)	

※書類の不備などで再提出が必要となる場合があります。この場合も全ての書類が整ってはじめて提出完了となりますので、余裕のある日程で事前相談を始めてください。

【申請書に記載する金額の端数処理について】

■本整備事業の完了実績報告においては、千円単位で金銭を取り扱うため、積算等により円単位で計算された金額から、千円未満を切り捨てて完了実績報告書類を作成していただくことになっています。

■実際の完了実績報告書式には、合計と内訳など関連する金額を記入して作表する部分があります。ここに、上記手順で端数を切り捨て処理した金額を記入していくと、切捨での状況にもよりますが、表記された千円単位の数値では、計算が合わなくなることがあります。(1の位でずれる)

例：50,600円+50,800円=101,400円 ⇒ 50千円+ 50千円= 101千円

■このように「表面上の計算が間違いとなる数値」は、申請書類には使えません。上記の例でいえば、総額を固定するとすれば、片方の50千円を51千円に調整することが必要になります。どちらの数値を調整対象にするかは、以下の「他書類との整合」や「総額を増大させない」ことに留意して決めることになります。例えば、補助対象外事業費などで調整することは影響が少ないと考えられます。

【他書類との整合】提出する複数の書類に共通の費目が表記される場合には、相互に一致していることが必要です。

【総額を増大させない】調整における原則は、「総額を増大させない」ことです。一件の工事に複数の補助対象が含まれる事業においては、「全体の費用」の千円未満切り捨て額以内におさまっていることを前提に、その範囲内で、「住宅」「施設」間で切捨てや切り上げの調整をしてよいことにします。

■なお、完了実績報告の審査においては、記入された金額等を内訳明細書等で確認いたします。これらの調整を行った場合には直接の比較ができなくなりますので、添付書式として示した「事業費総括表」にあるように、集計実額と調整結果の両方を並べて示すなど、必要な範囲の調整の過程を明示してください。

6 消費税等の処理

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等を含めた費用を補助対象とします。ただし、建築主が消費税の課税事業者で、補助金が充当された工事費の支払いの際に負担した消費税支出について、消費税仕入税額控除を申告する場合は、当該申告額は補助対象になりません。

このため、課税事業者が本事業を実施する場合は、消費税仕入税額控除の状況に応じた相当額の減額または返還等の手続きが必要となる場合があります。手続きの方法及び規定については、囲み説明「消費税仕入税額控除の取扱い」を参照して下さい。

特に、補助事業実施に係る事務担当者が、建築主に帰属した立場ではない場合には、完了実績報告までの間に、建築主の税務上の立場を確認して反映させるなど、適切に対応して下さい。

スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(抄)
(平成 28 年 4 月 1 日 国住心第 266 号)

第 7 補助金の交付の申請

(中略)

- 4 第 1 項の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して申請しなければならない。

第 12 実績の報告等

(中略)

- 2 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

第 16 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付させることを条件とする。

消費税仕入税額控除の取扱い

1. 補助金による支払いへの消費税仕入税額控除の適用について

消費税仕入税額控除は、消費税の税務において、納付される「仮受け消費税」から、仕入れの際に支払い済みの「仮払い消費税額」を控除できる制度です。補助事業で整備される建物の建設工事費は、消費税を含めて請求されますので、建築主が消費税の課税事業者である場合は、消費税分について、仕入税額控除の対象とすることができます。

しかし、工事費支出には、交付された補助金が含まれており、この補助金を使って支払った部分も、同じように仕入税額控除した場合には、取引当事者である建築主が支払うはずの消費税が補助金から支払われたことが顕在化するという不都合を生じます。

このため、本事業では、補助金に対応した消費税仕入税額控除に相当する額を、予め減額して受領するか、受領後に報告のうえ相当額を返還するか、の手段を求めています。

減額あるいは返還となる額は、最大でも補助金額の内税消費税等相当額（例えば補助金額の8/108）ですが、多くの場合、課税売上割合が低いなどの事情で、そこまでの控除が認められてはいません。

なお、補助金での支払いに対する消費税仕入税額控除に関して対応が必要なのは、課税事業者が本則課税を行う場合だけです。免税事業者、および簡易課税制度の適用を受けて納税する事業者の場合は、このような対応は必要ありません。

本事業では、この手続き対応の確認のため、完了実績報告において、「消費税仕入税額控除に係る補助金返還の手続きに関する誓約書」（以下「誓約書」）を提出していただきます。誓約書は、事業者の消費税務上の立場に関わらず、全ての事業において提出が必要です。

2. 完了実績報告までに相当額を減額できる事業者

補助金による支払いに対応した消費税仕入税額控除が、完了実績報告までの間に確定している場合には、確定控除額に相当する額を、請求する補助金額から減額していただきます。

この段階での減額は、いわゆる95%ルール^{*}の適用を受けた課税事業者など、消費税等の税務において全ての支払い消費税を控除の対象にできる立場が予め認められている事業者に限られます。完了実績報告で相当額を減額する場合は、完了実績報告の精算調書「消費税仕入税額控除の相当額」欄に、当該額すなわち補助金額の内税消費税等に相当する額（千円未満端数は切上げ）を記入して、これを補助金から減額します。確定申告を待たずに減額することができます。

^{*} いわゆる95%ルールとは、課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の事業者に限り、支払った消費税等の全額を仕入控除できる制度です。この場合、補助金額の内税消費税に相当する額を減額いただけます。

3. 完了実績報告では減額をしない事業者

多くの課税事業者は、本則納税の場合であっても、課税売上割合が決まるまで、つまり確定申告までは仕入れにおいて控除できる額が確定しません。

このような事業者は、完了実績報告の精算調書では、消費税仕入税額控除の相当額欄にゼロを記入しておき、後日の確定申告で補助金に対する消費税仕入税額控除を申告した時点で事務局に報告します。

免税事業者・簡易課税事業者は、同様に当該欄をゼロとしますが、後日の報告は必要ありません。

4. 事業完了後に報告する方法について

事業完了後の確定申告において、補助金に対する消費税仕入税額控除を申告した場合は、速やかに事務局に報告し、補助金に係る消費税仕入税額控除に相当する額を返還していただきます。誓約書に示すとおり、まずは事務局に連絡をとり、手続きの指示に従ってください。連絡先は、完了審査の際の担当者ではなく、事務局内の消費税仕入控除係となります。

なお、完了した事業には、定期報告(年1回)をご案内いたします。この中で、消費税仕入税額控除の対応について、あらためて確認させていただいております。

【資料】関係するお問い合わせ先

補助事業以外についてのお問い合わせ先

- サービス付き高齢者向け住宅の登録申請に関するお問い合わせ

各都道府県・政令市・中核市等の登録窓口 (<http://www.satsuki-jutaku.jp> をご参照ください)

- 税制優遇に関するお問い合わせ

所得税・法人税	不動産取得税	固定資産税
各税務署	各都道府県事務所	各市町村税務担当部署

- 住宅金融支援機構の融資に関するお問い合わせ

物件所在地	お問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道支店 営業推進グループ	011-261-8305
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県	東北支店 まちづくり推進グループ	022-227-5036
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、 山梨県、静岡県、栃木県、群馬県、新潟県、 長野県	本店まちづくり推進部 賃貸営業推進グループ	03-5800-8468
岐阜県、愛知県、三重県	東海支店 まちづくり推進グループ	052-263-2905
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、富山県、石川県、福井県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	近畿支店 まちづくり推進グループ	06-6281-9266
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国支店 営業推進グループ	082-221-8653
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県	九州支店 営業推進第二グループ	092-233-1509

補助事業に関するお問い合わせ先

質問・相談については、原則として、電子メール又はファクスで行ってください。
なお、整備事業事務局に直接お越しいただいても事前相談等はお受けできません。

サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局

メールアドレス：info@serkorei.jp [補助事業の申請に関するご連絡]

メールアドレス：teikihoukoku@serkorei.jp [定期報告に関するご連絡]

F A X：03-5805-2978

電 話：03-5805-2971

※ 質問・相談には、事業名(事業番号)・発信者連絡方法(氏名・電話番号)を明記してください。

また、事務局ホームページ (<http://www.koreisha.jp/service/>) 掲載資料、特に「よくある質問」もご参照ください。

電話でのご質問には即答いたしかねる場合があります。